

骨髄ドナー普及啓発 助成事業助成金

骨髄ドナーのかたが骨髄等を提供しやすい環境づくりを進めるため、助成金を交付します。

【対象者】

ドナー▽①骨髄等の提供の完了を証明する書類の交付を受けていること②骨髄等の提供が行われた日において、市内に住所を有していること③ドナー休暇制度がないこと、または全部もしくは一部の期間のドナー休暇を取得していないこと

事業所▽市内に住所を有するドナーを雇用している県内の事業所で、骨髄ドナーに対してドナー休暇を付与していること

【助成金】

ドナー▽2万円×骨髄等の提供に要した通院または入院の日数（上限はドナー休暇取得日を除く7日間）

事業所▽1万円×ドナーが取得したドナー休暇の日数（上限7日間）

問保健予防課

☎017-765-5281

町会に宝くじの助成金

（二財自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。次の町会では、この宝くじの助成金を活用してコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

○**滝内町会** 町会用品保管庫

1基、刈払機1台、クリーンボックス1基、掲示板1台（令和3年6月）

○**小柳町会** 音響機器一式、

テーブル12台、椅子36脚、ノートパソコン1台（令和3年6月）

問市民協働推進課

☎017-734-5231

サマージャンボ7億円
（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）

サマージャンボミニ5千万円
（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月13日 2種類同時発売!

発売期間 7/13(火)～8/13(金)

公益財団法人青森県市町村振興協会

知っていますか？「ヘルプカード」

問障がい者支援課 ☎017-734-5319



ヘルプカードとは、障がいなどがあり、自分から「困った」「手助けしてほしい」となかなか伝えられないかたが、あらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、日常生活や緊急時、災害時などに周囲の人に手助けを求めたいときに提示することで、手助けを求めやすくするカードです。ヘルプカードは、「手助けがほしい人」と「手助けできる人」をつなぐカードです。

●障がいのある人が困っていたら…

聴覚障がいや内部障がいなど、外見からは障がいがあることがわかりにくい場合があります。『ヘルプカードを持っていて、何か困っているような人』を見かけたら、「何かお手伝いをすることはありますか？」と声をかけましょう。皆さんのご理解とご配慮をお願いします。



ヘルプマーク



「ヘルプマーク」を身につけたかたを見かけた場合は、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

●ヘルプカードの活用場面

緊急のとき

道に迷ったとき、パニックや発作、体調が悪くなったときは、短い言葉で優しく声をかけてください。ヘルプカードにはパニックや発作の際の対処法などを書いています。

災害のとき

災害が発生したとき、災害により避難行動が必要なときは、落ち着けるように、優しい言葉で具体的にゆっくり状況を伝えてください。安全確保を優先して連絡先に連絡をしてください。

子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成

閩国保医療年金課 (☎017-734-5345)
浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

市では、「子ども医療費」「ひとり親家庭等医療費」助成として、対象者が医療機関などで受診した場合、保険診療に係る医療費のうち、自己負担分を助成しています。
助成を受けるには事前の申請が必要です。また、所得制限等の要件があります。

子ども医療費助成

【対象者】本市に住所があり、各種健康保険に加入している、0歳～中学校3年生の子ども
※青森市国民健康保険加入の0歳児は、保護者の所得制限がありません。



ひとり親家庭等医療費助成

【対象者】本市に住所があり、各種健康保険に加入している、
・ひとり親家庭の父または母及び子ども
・父母のどちらかが重度心身障がい者である家庭の障がい者ではない父または母及び子ども
・父母のいない子ども
※子どもは18歳までの未婚者に限る

現在、助成を受け、所得が基準内にあるかたには、新しい医療証または受給資格証を7月末までに郵送します。



放課後児童支援員を募集しています

保護者が共働きなどのため、日中不在となる家庭の小学生を対象に開設している放

閩子育て支援課
(☎017-734-5334)
浪岡振興部健康福祉課
(☎0172-62-1113)

7月9日は 児童扶養手当の支給日

7月9日(金)は、児童扶養手当の支給日です。※5・6月分の手当を支給します。
・転出や資格喪失等で、支給月が異なる場合があります。
・転入、対象児童が増減が生じた、受給資格がなくなった(子を養育しなくなった、婚姻、異性との同居等)、公的年金を受給できなくなった等の変更があった場合は、速やかに届出しましょう。
・令和2年度までの「児童扶養手当現況届」が未提出または書類不備のかたは、手当の支給が一時差止めとなっています。

賃金 時給920円 閩子育て支援課

(☎017-734-5348)へ

課後児童会で、遊びや生活の支援を行う「放課後児童支援員」及び「代用支援員※」を募集しています。詳細は問合せください。※放課後児童支援員が休んだときに代替として勤務(土曜日、学校休業日のみの勤務も可)
勤務日時 ①月～金曜日：午後1時～6時30分 ②長期休業日の月～金曜日：午前8時～午後6時30分 ③土曜日：午前8時～午後6時
※②③は早番・遅番あり
勤務場所 青森地区及び浪岡地区の放課後児童会
応募資格 保育士、社会福祉士等の資格、もしくは幼稚園、小・中・高等学校の教諭の免許状を有するかた／高等学校卒業者等であり、放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事したかた／5年以上放課後児童健全育成事業に従事したかた

青森市生産者 6次産業化支援事業

市では農林水産物を活用した新商品の開発等を実践する農林水産業者等を支援します。
補助対象経費 商品加工業者への委託料や加工に必要な機械・簡易施設の購入、専門家から指導を受けるための費用(指導料)、開発商品の商談会出展料などのうち4分の1以内の額(上限25万円※ただし対象経費によって上限額が異なる場合があります)

補助対象者 令和3年度の青森県「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業及び青森県農山漁村女性起業育成・経営発展支援事業実施者

閩あおもり産品支援課
(☎0172-26-6102)



昨年、「赤菊芋フライドちっぷす」を開発しました♪

Willow'sファーム 立柳直子さん